

国際圧入学会 付属定款

(英語の原本から翻訳)

2017年 7月 20日制定

2020年 12月 11日改定

2023年 9月 22日改定

2024年 3月 29日改定

第 1.1 項 支部設立手続き

(「定款」第 1 章 総則 第 3 条参照)

1. 「定款」第 1 章 総則 第 3 条により、支部を設立することができる。ある経済圏または地域の国際圧入学会の会員（以下「学会員」と称する）で構成されるグループは、支部設立の希望を確認し、「学会規則」に定める申請書に必要事項を記入の上、会長宛に申し出ることができる。
2. これらの学会員のグループは、以下の条件を満足する必要がある。
 - (1) 個人会員数で 10 名を超え、かつ法人会員数で 3 社を超える会員数
 - (2) 支部長候補者
 - (3) 支部幹事候補者
 - (4) 事務局の連絡先
 - (5) 財政的な独立性
3. 申請者の申し出は、次回の理事会で審議され、その結果が支部長候補者に通知される。

第 2.1 条 協賛名義

(「定款」第 2 章 目的および事業 第 5 条参照)

1. この学会は、公的機関または私的機関が主催する展示会、会議、セミナー、シンポジウム等の催しが、定款第 5 条に定める本学会の目的を推進するものである場合に、協賛、共催または後援（以下「協賛名義」と称する）を行うことができる。
2. 第 1 項の規定にかかわらず、本学会は、以下のような催しに対しては協賛名義を与えることはできない。
 - (1) 公序良俗に反する、または社会的非難を受ける可能性のあるもの。
 - (2) 宗教的または政治的な目的を持つもの。
 - (3) 私的な利益を目的とするもの。
3. 協賛名義の付与は、会長または会長が委任した者の決定に基づき行う。決定された協賛名義の付与は、次回の理事会に報告する。
4. 第 3 項の規定にかかわらず、協賛名義の付与に本学会の経費負担が伴う場合は、運営委員会の承認を得て協賛名義の付与を実施する。

第 2.2 条 表彰

(「定款」第 2 章 目的および事業 第 5 条参照)

1. この学会は、圧入工学に関する研究・技術・実務成果の評価や、その表彰を行う。（「定款」第5条 第5号）
2. 圧入工学とは、根入れ構造物・壁体の計画・設計・施工を改善するための複合的な工学である。地盤工学・環境工学・機械工学・計測工学・情報工学を含むが、これらに限定されない。（「定款」第5条 第1号、第2号）
3. 国際圧入学会賞には5つの区分があり、それぞれの基準と選考方法は「学会規則」第7条に定めるところによる。

第3.1条 会員

（「定款」第3章 会員 第6条および第7条参照）

1. 会員には、以下の3種類があり、会費は「学会規則」第2条に定めるところによる。

会員種別	区分
I. 正会員	—
II. 法人会員	a) プラチナ会員
	b) ゴールド会員
	c) シルバー会員
	d) ブロンズ会員
III. 学生会員	—

2. 各会員の特典は「学会規則」第2条に定めるところによる。
3. 名誉称号については「学会規則」第3条に定めるところによる。

第3.2条 除名

（「定款」第3章 会員 第10条参照）

理事会は、本学会の名誉を傷つけ、本学会の目的に反する行為をした者に対し、その単純多数決をもって会員資格を停止させることができる。理事会は、理事会の開催前に、当該者に告発に対する弁明の機会を与えなければならない。

第4.1条 新任理事・監事候補者の選任手続きについて

（「定款」第4章 理事および監事 第12条参照）

1. 理事会は、総会の6か月前に推薦委員会を設置する。
2. 推薦委員会は、必要な場合に、当学会の次期理事・監事の候補者名簿を総会に提出し、その決定を仰ぐ責任を負う。
3. 推薦委員会は、会長、副会長のうちの1名、専務理事、および会長によって指名された2名以上の運営委員会の委員で構成される。会長が必要と認めた場合、事務局長も委員となることができる。原則として、副会長が委員会の委員長を務める。
4. 推薦委員会は、総会の3か月前に次期理事・監事の候補者名簿案を作成し、総会前に在任中の理事に回覧して意見を求めるものとする。

5. 候補者名簿の作成にあたっては、(1)地理的な分布、(2)専門分野、(3)年齢層の幅広さを考慮するものとする。
6. 推薦委員会の委員長は、在任中の理事からのすべての意見を考慮し、必要に応じて修正した上で、総会の議題における最終的な候補者名簿の作成を責任をもって行うものとする。
7. 第 1 項の規定にかかわらず、会長が次期会長に就任しない意思を表明した場合、理事会は総会の 8 か月前に、第 3 項の規定により構成される推薦委員会を設置する。推薦委員会は、理事の中から次期会長候補者 1 名を推薦する。次期会長候補者は推薦委員会の委員となり、推薦委員会は第 4 項から第 6 項までの業務を遂行する。
8. 次期会長候補者は、次期会長候補に推薦されてから会長に選任されるまでの間に、会長職の任期に備え準備を行う。

第 5.1 条 会長経験者代表

(「定款」第 5 章 会議 第 17 条参照)

会長は、本学会の会長を務めたことのある者の中から、会長経験者代表を任命する。会長経験者代表は、「定款」および「学会規則」に定められた職務を遂行する意思と能力を有していなければならない。会長経験者代表は、任命された時点で本学会の理事であることの有無を問わないが、当学会の会員であることが必要である。

第 5.2 条 理事、運営委員会、常設委員会の責任

(「定款」第 5 章 会議 第 18 条参照)

1. 理事会は、本学会の全体的な方針と運営に責任を負う。
 - (1) 会長及び副会長の選任
 - (2) 会員資格の承認
 - (3) 支部設置の承認
 - (4) 会費の承認
 - (5) 国際会議の運営
 - (6) 委員会の設置および委員長の承認
 - (7) その他関連事業の企画
 - (8) 「定款」第 18 条（理事会の議決事項）に規定する事項の議決
 - (9) 「定款」第 23 条（総会の議決事項）に規定する総会に提案する議案の議決
2. 理事会は、原則として年 1 回以上開催される。理事会の議題は、理事会の 2 週間前に回覧されるものとする。
3. 運営委員会は、会長が議長を務め、原則として年 2 回以上開催されるものとする。会議の議題は、会議の 2 週間前に回覧されるものとする。
4. 運営委員会は、各年度の総会で年次予算が承認されるまでの間、暫定予算に基づいて本学会の活動を運営する。

5. 理事会は、以下の委員会を常設委員会として設置する。
 - (1) 研究委員会
 - (2) 表彰委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 事業委員会
 - (5) 総務委員会
6. 各委員会の委員には、少なくとも3名の理事が含まれるものとする。各委員会への付託事項は、「学会規則」に定める。
7. 「定款」第18条第2項に示す常設委員会の代表は、各常設委員会が任命する。
8. 事務局長は、理事会および運営委員会を補佐して当学会の活動を運営する責任を負い、次年度の予算案を作成して理事会に提出する。

第5.3条 代理委任状

(「定款」第5章 会議 第19条参照)

理事会に出席できない理事は、理事会前に書面で事務局長に通知した上で、その議決権を会長または他の理事に委任することができる。会長以外の理事は、2個を超える議決権を有することはできない。

総会に出席できない正会員または法人会員の正会員代表者は、総会前に書面で事務局長に通知した上で、その議決権を会長または他の正会員に委任することができる。

第6条 事務局の責任

(「定款」第6章 事務局および職員 第26条参照)

1. 事務局は、当学会の効率的な運営を支援するために、会長から指示された常業務を遂行する。
2. 事務局は、当学会の活動や文書管理を効果的に行うために、ウェブサイトシステムを導入する。事務局は、会議資料の作成や学会活動の支援において、電子通信の利用を促進する。
3. 事務局は、当学会の会員増強活動の支援、委員会活動の促進、国際会議の支援を行う。
4. 事務局は、「定款」第4条に規定された当学会の目的を促進するために必要な場合、特定の地域に地域事務所を設置することができる。